

カルト 掲示裁判不当判決！

組合掲示板は自組合員向けだから何を書いても良い？

9月18日、高山カルト掲示裁判（損害賠償等請求事件）の判決が東京高等裁判所で下されました。一審（静岡地裁）以上の不当な判決に断固抗議の意を表明します。

この裁判は、JR東海ユニオン沼津運輸区が、『週刊現代』の連載記事をもとに、「（JR東海労に）カルト以上のカルトの信徒が沼津運輸区にいる」という趣旨の内容をイラストを使って貼り出した掲示が、名誉毀損に当たるかどうか争われた事件です。

東京高裁の判決は、「職場のユニオンの掲示板は、（他の労組組合員や関連会社の社員が見ようが）自分らの組合員に知らせるためのものである。だから、（問題となった掲示の対象者が）個人であろうが、JR東海労5名の分会組合員の誰かであろうが、ユニオンが名誉毀損を目的として掲出した意図は無い」という趣旨です。ユニオンは、名誉毀損を目的として掲示していない証拠は一切提出していないのです。全くふざけた判決です。逆に言えば、組合掲示板に事実と反したことなど、有ること無いこと何でも書いても問題ないということになります。この事件を担当した弁護士は「判例の趣旨と異なった乱暴な判決である」とコメントしています。

この不当判決は、『週刊現代』記事に関係する裁判という点から、JR総連・JR東海労破壊を目的として、意図的に不当な判決が出されたものであることは間違いありません。この不当判決の怒りをバネにし、職場での闘い、加藤誠二さんの完全無罪・不当解雇撤回の闘いにつなげていこうではありませんか！

過去の判例を覆す乱暴な判決